

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(平成一七年三月三十一日法律第一一号)

一、提案理由(平成一七年三月九日・衆議院外務委員会)

町村国務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

改正の第一は、在デンパサル日本国総領事館の新設を行うことであります。

改正の第二は、在アンカレジ日本国総領事館及び在ポルトアレグレ日本国総領事館の廃止を行うことであります。

改正の第三は、新設公館、在デンパサル日本国総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することあります。

以上の改正内容のうち、在勤基本手当の基準額の改定については、平成十七年度予算案と一致させて行うため、四月一日から実施する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

二、衆議院外務委員長報告(平成一七年三月一七日)

赤松広隆君 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、

第一に、在デンパサル日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。

第二に、在アンカレジ日本国総領事館及び在ポルトアレグレ日本国総領事館を廃止すること。

第三に、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することを内容とするものであります。

本案は、去る三月八日外務委員会に付託され、翌九日町村外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十六日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議(平成一七年三月一六日)

昨年末のスマトラ沖大地震・インド洋大津波の被災は、死者がわが国国民三十二名も含め、二十八万人、行方不明者を加えると三十万人に及ぶとされており、家族や住む家

をなくした多くの人々が発生するとともに、観光業に依存する地域に甚大な被害を与えるなど、未曾有の大災害となった。外務省は、被災各国の復興支援のために、アジア及び国際社会の一員として国連や関係各国と連携の上、最大限努力しなければならない。

また、イラクにおける人質事件の頻発や殺害、マラッカ海峡における日本船舶襲撃拉致事件など、海外渡航者や在留邦人が飛躍的に増大していることに伴い、わが国国民が国際的なテロ・犯罪等に巻き込まれる危険性の増大も否定できない。外務省は、こうした災害やテロ・犯罪等の緊急事態におけるわが国国民の救援保護を含む危機管理体制の拡充を図るため、在外公館の警備及び外交官の治安対策を強化するとともに、迅速かつ適切な対応が取れるような体制を一層強化する必要がある。

さらに、グローバル化の進展する今日の国際社会において、外務省は、わが国の安全と繁栄を確保するためにも、国際社会全体の平和と発展を目指した能動的かつ戦略的な外交を展開することが求められており、そのために外務省改革を不断に推し進め、早期に実現しなければならない。

これらを踏まえ、政府は本法の施行にあたり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 外務省は関係各省及び在外公館との連携のもと、テロや自然災害などの緊急事態時における海外渡航者及び在留邦人に対して「必要な保護扶助」を与えられるような実効的な体制作りを図ること。
- 一 外務省は、在外公館の警備をはじめとする危機管理体制の強化に全力で取り組むこと。
- 一 国際社会のグローバル化による海外渡航者や在留邦人の増加とともに領事業務の重要性が高まっていることに鑑み、法人の活動環境を向上させるための国民の視点に立った領事サービスの向上に努めること。
- 一 外務省においては、総務省の行政評価・監視結果を踏まえ、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するため、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。
- 一 わが国の深刻な財政事情並びに民間の厳しい諸情勢を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるための具体的措置を講ずること。
- 一 現下の厳しい国内状況に鑑み、在外職員の在勤基本手当並びに諸手当についても、各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準も参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準、為替相場などを総合的に勘案し、適切な水準・内容となるよう努めること。
- 一 在外公館における、監査・査察体制の一層の強化を図ること。

右決議する。

三、参議院外交防衛委員長報告（平成一七年三月三〇日）

林芳正君 ただいま議題となりました在外公館の名称位置・給与法の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、在デンパサール日本国総領事館を新設すること、在アンカレジ日本国総領事館及び在ポルトアレグレ日本国総領事館を廃止すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等について定めるものであります。

委員会におきましては、在外公館の新設、廃止の基準、在勤基本手当、休暇制度など在外職員の待遇の在り方、在外公館における会計手続の改善等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。